

# 第1章 マニュアルの目的・構成及び使い方

## 1-1. マニュアルの目的

本マニュアルは、避難所運営のあり方をまとめたものです。  
避難所を利用する人ならば、誰もが知っておくべき基本的な事項について述べています。  
特に、市担当者、施設管理者、避難者の代表の方はこの節を十分に理解し、行動して下さい。

大規模な災害が発生した場合、家屋の損壊やライフラインの途絶等により自宅での生活が不可能な被災者が多数発生し、避難所での長期間にわたる共同生活が必要となる事態が予想されます。  参考資料1

さらに、大規模災害時においては、行政機関による公的支援が機能するまでに時間を要し、また、行政のみによる対応には限界があるため、住民自身の「自助」と地域の「共助」による応急対策や復旧・復興に向けた取り組みが不可欠となります。  
避難所の運営においても、被災者自身が力を合わせ、また、被災者と避難所を開設する市が協力しながら、避難所での混乱をできるだけ予防するとともに、困難をできるだけ減少できるようにすることが必要です。

また、市の災害対策本部は、それぞれの地域の避難所の現状と予測される課題を迅速に把握し、それを基に全市の被災者支援を行う必要があります。

このマニュアルは、避難所において発生することがあらかじめ予想される課題を示し、これに対し、いつ、誰が、何を、どのように行うべきなのかを理解することにより、被災者の生活再建に向けた円滑な避難所運営が行われることを目的としています。

なお、市内の各地域においては、それぞれ、地勢ならびに自治会、自主防災会及び関係団体等の形態や平時の防災への取り組み等に特性があり、また、避難所にも施設の規模や避難者の大小等の違いがあります。

よって、このマニュアルに記載する各項目についても、こういった地域や避難所の状況に合わせて調整し、一番効果的・効率的な方法で運用・実施される必要があります。

また、このマニュアルは、災害の経験や訓練等を踏まえ、より実行性のあるマニュアルとなるよう継続的に見直しを図ります。

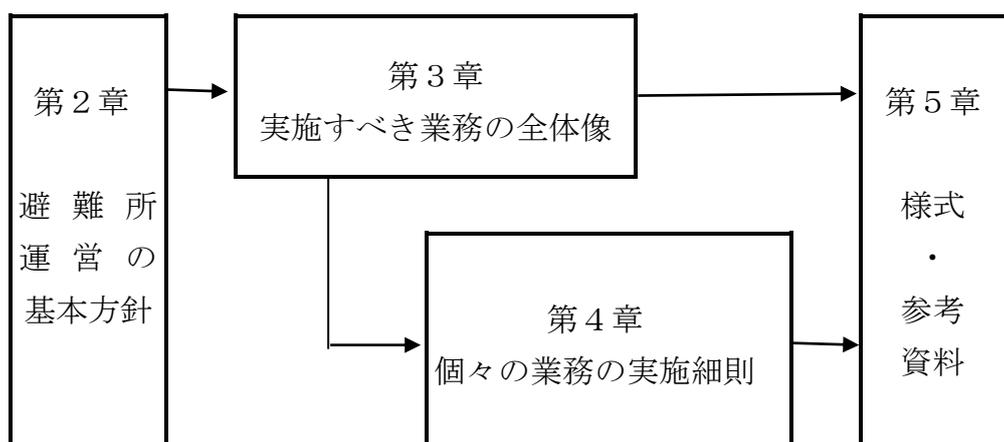
## 1-2. マニュアルの構成

### (1) 避難所業務への関わり方に応じた構成

避難所で実施すべき業務は多種多様です。食料や飲料水の提供からごみ処理等の衛生管理まで生活全般の広い範囲にわたります。また、同じ業務でも責任者の場合や当番となった場合など、立場や関わり方で違いがでてきます。

さらに、避難者、市担当者、施設管理者のいずれにおいても、業務にあたる人の負担を軽減するため、できるだけ交替で実施することが必要です。

このマニュアルは、対応する人の立場等に応じて、必要な事項を参照できるよう、次章以降、下の図に示すような4つのブロックで構成しています。



第2章は、避難所が担うべき役割や業務の範囲はどこまでなのかを理解することを目的とし、避難者も含めて、避難所運営に関わる全ての人にとっての共通目標を持つべきことを記しています。

第3章は、避難者の代表者や市担当者、施設管理者などが、それぞれに実施すべき業務の全体像を迅速に理解することを目的とし、どの「時点」で「何をするのか」について、「広く浅く」説明しています。

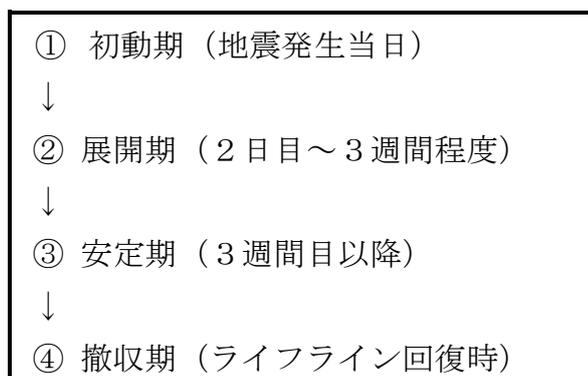
第4章は、個別の具体的な業務を実施することになった各担当者が、第3章を前提として、実際には「何を」「どのように」行うのかを細かく示しています。

最後に、第5章には、各業務の処理に必要な「様式」や「資料」をまとめています。

## (2) 時系列的な構成と個別業務ごとの構成

各業務の責任者は、今後何を優先して実施すべきか判断し、業務を円滑に処理するため、避難所運営の全体的な展開や流れを把握する必要があります。

そこで、第3章「実施すべき業務の全体像」では、災害発生直後の初動期から、避難所での様々な応急対策を展開すべき展開期や、避難所の混乱が少なくなった安定期、そして避難所閉鎖に向けた撤収期まで、業務を時系列的に区分して記載しています。



他方で、各業務を当番制等の交替によって実施することを踏まえると、担当する者にとって、個別の業務を実施する場合に、「何を」、「どのように」するべきかといった具体的な指示が明確になっていることも重要です。

そこで、第4章の「個別の業務の実施細則」や第5章の「様式・参考資料」については、業務としてのまとまりを重視して構成しています。

## 1-3. マニュアルの使い方

このマニュアルは、事前に全体を通読することにより、避難所での業務について理解が得られるようにするとともに、実際に業務で利用する場合においても、立場や担当する業務に応じて必要な情報が得られるように構成しています。

以下の点に留意してこのマニュアルを利用して下さい。

### (1) 災害発生後にこのマニュアルを初めて手にされた方へ

まず、「第3章」の「初動期」をお読み下さい。わずか数ページですが、これから実施すべき業務の全体像が把握できます。

### (2) このマニュアルを利用する全ての方へ

- ① 「第2章 避難所運営の基本方針」を必ず読んで下さい。
- ② 各項目に記載する  は、関連する項目や様式などを示しています。必要に応じて、該当項目を参照して下さい。

### (3) 各業務の責任者となる方へ

- ① 「第3章 実施すべき業務の全体像」を必ず参照して下さい。  
※ このマニュアルは、大地震による大規模災害を想定して作成しています。  
実際の避難所の運営に際しては、個々の業務を実施する必要があるかどうかについて、災害の規模や状況を踏まえて臨機応変に判断・対処することが必要となります。

### (4) 各業務の実施担当者となる方へ

- ① 「第3章 実施すべき業務の全体像」を必ず参照して下さい。
- ② 「第4章 個々の業務の実施細則」の該当業務の箇所を参照して下さい。
  - ・ 具体的に業務を実施するため、第3章をより詳細に記述しています。
  - ・ 各項目の表題に、業務の担当者（班）を【〇〇】、また業務に協力するなど関わりの深い人（班）を【(〇〇)】として記載しています。
- ③ 「第5章」に「様式」を定めている業務を実施する場合は、必ずこの「様式」によって実施して下さい。
- ④ 各項目に記載する  は、業務の効率を高めるために、それぞれ関連する項目や様式などを示しています。必要に応じて、該当項目を参照して下さい。

※ 風水害時など、避難所を短期間で閉鎖する見込みにある場合は、「初動期」に記述している対応のうち、必要な事項を実施します。